

第2表(小)

学校名 清瀬市立清瀬第七小学校(知的障害学級)

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

○基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図り、小集団で関わり合いながら思考力、判断力、表現力の育成を図る。

イ 道徳科

○道徳科の時間のみならず、教育活動全体を通して道徳性の育成に努める。

ウ 外国語活動

○外国語に慣れ親しみ、コミュニケーションの楽しさを体験させる。

エ 総合的な学習の時間

○各教科や行事と関連付けながら、学校図書館やICT機器を利用し、知識を深めさせるとともに、情報活用能力を育成する。

オ 特別活動

○学級活動や学級会での話し合い活動を通して、自己表現や自己決定の力を育て、自主的・実践的な態度を養う。

○児童会活動、クラブ活動、学校行事で望ましい人間関係を築けるようにする。

カ 自立活動

○教育活動全体を通して自立活動の教育内容を取り入れ、感情や行動の調整ができる力を高める。

キ 各教科等を合わせた指導

① 日常生活の指導

○日常生活の諸活動について、朝の会、帰りの会、給食時間、休み時間、清掃時間、授業時間等の学校生活全般を通して具体的、実践的に指導をする。

② 生活単元学習

○自ら目標や課題を選択したり決めたりしながら、自立に必要な事柄や技能を実践的に身に付けていけるよう体験的学習を重視する。

(2) 生活指導の重点

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、教育支援センター、児童相談所、医療機関等の活用を進め、関係諸機関との連携・協力体制を構築し、児童の心の問題に適切に対応をしていく。

○「いじめ防止基本法方針」に基づき、いじめ防止対策委員会を実施し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努め、いじめの根絶を目指す。

○交通安全、学校生活における事故防止等の安全指導については、セーフティ教室等を実施し、学校生活の様々な場面での具体的な安全指導を徹底する。また、自然災害時の安全指導を徹底する。

○不登校児童へは、組織的に対応する体制を整えて指導に当たるとともに、定期的な連絡や訪問を行い、登校を促す支援を継続する。

(3) 進路指導の重点

○教育活動全体を通して、児童一人一人の発達段階や発達課題に応じ、自立と社会参加を目指したキャリア教育を推進する。

○適切な進路選択ができるように保護者や関係諸機関との連携を密にし、早期から学校見学や就学についての話し合いを進める。また、特別支援学校や中学校との連携を深め、体験学習などで進学への見通しや期待感をもたせる。

3 特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) キャリアプランニング能力の育成

○学習の中で、意欲をもち挑戦しようとする態度を育てるため、自己決定や自己選択ができるよう、授業を工夫する。

○体験的な学習を取り入れ、興味関心を広げながら「将来の自分」や「なりたい自分」をもてるように指導する。

(2) 主体性を育て自己肯定感を高める取組

○縦割りグループでの活動を積極的に行い、高学年にはリーダーとしての責任感を、低学年には高学年への憧れを育て、集団の一員としての意識を高める。

(3) 人間関係形成・社会形成能力の育成

○通常の学級との交流及び共同学習を通して、集団参加の力を養い、円滑な人間関係形成を図る。

○地域の人材を活用して、地域の人々とつながりながら様々な体験を通してより良い人間関係を形成するとともに、社会性を育む。

(4) 体力向上のための取組

○外遊びを励行し、歩行学習や朝のがんばりタイム (マラソン) を取り入れ、体力の向上を促す。